



TOKIO MARINE  
NICHIDO

東京海上日動火災保険株式会社

MILLEA GROUP

# 東京海上日動 マリンニュース

NO.172

2006年8月3日

海上業務部 コマーシャル損害部

## アメリカ油濁法の責任限度額の改正

### 要旨

今般、7月11日に1990年アメリカ合衆国油濁法（Oil Pollution Act of 1990、以下、OPA 90と略します。）の責任限度額に関する規定が改正されました。これは、「2006年コーストガード及び海上運送法」の成立によるものです。

これによって、限度額が大幅に増額されました。特に、タンカーについて、新たにシングル・ハルの船舶とダブル・ハルの船舶について、限度額の差が設けられ、ダブル・ハル船については、シングル・ハル船より低額になりました。シングル・ハル船の限度額は大幅に増額となり、従来より2倍以上の金額になっています。

新しい限度額は、タンカーについては、2006年10月9日より適用になります。その他の船舶については、改正法の成立日（2006年7月11日）から適用になります。

### 1. 経緯

OPA90は、責任限度額について、「消費者物価の動向によって調整する」と規定しています（1004条(d)項：大統領は、消費者物価指数の大幅な増加を反映するため、3年毎に発布される規則により、責任制限金額を調整する）。しかしながら、実際には制定以来、金額の修正はなされませんでした。

2004年に東部のニュージャージー州で、タンカー"Athos 号"の油濁事故が発生して以来、同船がシングル・ハルであったため、「シングル・ハルのタンカーによる油濁事故については、責任限度額を引上げる」という動きが国会で出ていました（この詳細については、本マリン・ニュースの第162号「アメリカ油濁法の新たな動向」（2005年9月5日）をご参照願います）。この結果、今回の法改正となった訳です。

（注）タンカーはOPA90では「タンク船」という名称となっていますので、以下、この用語を使用します。



2. 責任限度額の改正

船の種類		旧規定(1004条(a))	新規定(同左)
<b>タンク船</b>			
ダブル・ハル船	3,000 総トン超	US\$1,200 / 総トン または US\$10,000,000 のいずれか大きい金額	US\$1,900 / 総トン または US\$16,000,000 のいずれか大きい金額
	3,000 総トン以下	US\$1,200 / 総トン または US\$2,000,000 のいずれか大きい金額	US\$1,900 / 総トン または US\$4,000,000 のいずれか大きい金額
シングル・ハル船	3,000 総トン超	US\$1,200 / 総トン または US\$10,000,000 のいずれか大きい金額	US\$3,000 / 総トン または US\$22,000,000 のいずれか大きい金額
	3,000 総トン以下	US\$1,200 / 総トン または US\$2,000,000 のいずれか大きい金額	US\$3,000 / 総トン または US\$6,000,000 のいずれか大きい金額
<b>その他の船舶</b>		US\$600 / 総トン または US\$500,000 のいずれか大きい金額	US\$950 / 総トン または US\$800,000 のいずれか大きい金額

(注1) 旧規定ではダブル・ハル船とシングル・ハル船で限度額に違いを設けていなかった。

(注2) サイドまたはボトムのみが二重構造になっている船舶にはシングル・ハル船の限度額が適用となります。

3. 新限度額の適用について

- (1) タンク船については、本法の成立の日(2006年7月11日)以後90日目の日の前に事故が発生した場合は、旧法が適用となります。このため、2006年10月9日より新限度額となります。その他の船舶については、上記の法律成立の日から新限度額が適用となります。
- (2) OPA90で要求される金銭的保証の証書(COFR)については、これに関する規則が将来改正されるまでは、従来の内容で有効とされています。

以上